

# 水俣病対策の推進について

令和3年1月28日

大臣官房環境保健部 特殊疾病対策室

# 水俣病に関するこれまでの主な補償・救済

昭和45年～ 公健法認定

【認定基準】(昭和52年判断条件)  
四肢末端の感覚障害、運動失調、  
平衡機能障害、視野狭窄などの症状。

約3,000人

平成7年 政治解決

四肢末梢優位の感覚障害など

約12,400人(うち、約1,200人療養費のみ)

平成21年 水俣病特措法

全身性、乖離性の  
感覚障害など含む。

約38,000人(うち、約6,000人療養費のみ)

## すべての水俣病患者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、教訓の伝達・継承を行います

### 1. 事業目的

- ① 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下、「法」という。）」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。
- ② すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。
- ③ 水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

### 2. 事業内容

#### 1. 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

#### 2. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及びもやい直し・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

#### 3. その他

以下の事業を引き続き実施する。

- (1) 公害医療研究事業
- (2) 水俣病検診機器整備事業
- (3) 水俣病国際貢献推進事業

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 直接・間接補助（補助率8/10等）、委託事業、請負事業
- 対象 地方自治体（補助、委託）、民間団体（請負）
- 実施期間 昭和46年度～

### 4. 令和3年度に取り組む主な事業

1. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（法36条1項）  
水俣病患者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進
  - ・リハビリテーション事業の推進
  - ・福祉対策の推進、胎児性水俣病患者等の生活支援（相談窓口の設置、社会活動・在宅支援等）
2. 水俣病発生地域再生・融和推進事業（法36条1項）  
水俣病の発生により疲弊した地域社会の絆を修復、水俣病の経験と教訓を継承、環境学習を推進
  - ・もやい直しの推進（火のまつり、もやい祭り等）
  - ・環境学習、情報発信等の推進（水俣病の教訓の伝承、関係資料の収集・保存等）
3. 「環境首都水俣」創造事業（法35条）  
地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進
  - ・護岸整備に伴う生態系に配慮した渚造成等整備
  - ・水俣環境アカデミアの活動支援

# 水俣病発生地域の医療・福祉に関する主な取組

地域に住む多様な方々がみな安心して暮らしていける社会を実現するため、**患者やその介護者等の高齢化に伴う日常生活能力の低下、介護能力の低下に対応するための保健福祉の取組**を実施。

## ○ 胎児性水俣病患者等の生活支援

### ➤ デイサービス等の提供

患者や介護者の高齢化に直面している胎児性・小児性患者が、地域で安心して日常生活を送ることができるよう、デイサービス、在宅支援、外出支援などの支援を実施。

### ➤ 明水園の個室化

明水園について、入居者及び入居希望者のニーズに対応するため、個室等を整備。

## ○ 離島等における介護予防事業

水俣病被害者等が自立した生活をできるだけ長く維持できるよう、神経症状の緩和や運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーション等を実施。（鹿児島県長島町獅子島、熊本県津奈木町平国地区など計5か所）



デイサービス事業



水俣市立明水園



介護予防事業

# 水俣病発生地域の再生・融和に関する主な取組

地域に住む多様な方々がみな安心して暮らしていける社会を実現するため、**水俣病に関する偏見、差別により失われた地域の絆を修復するための取組**を実施。

## ○ もやい直しに関する事業

### ➤ 水俣病犠牲者慰霊式への支援

毎年5月1日に開催（水俣病の公式確認日に由来）



水俣病犠牲者慰霊式

### ➤ 火のまつりへの支援

水俣病で犠牲になった全ての生命に祈りを捧げ、併せて地域の再生への願いを炎に託す、市民手づくりの行事



火のまつり

## ○ 水俣病に関する情報の発信、環境学習等

水俣病に関する偏見の解消のため、語り部等による講話等を実施。地域が水俣病被害者等を支えるような地域の社会環境づくりのため、環境問題等を学ぶ講座等を実施。



水俣病に関する啓発事業

# 水俣病発生地域の振興・活性化に関する主な取組

水俣病発生地域の地域振興・雇用の確保のため、長年の環境と「もやい直し」の取組の蓄積を活かした「**環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり**」を実施。

## ○ 地域の環境資源を活用した産業基盤等の強化

地域経済・産業基盤の強化を図る事業や環境と経済が両立する持続可能な地域発展に資する取組（人材育成、研究等）等に対して支援（水俣環境アカデミアの開学等）。



水俣環境アカデミア

## ○ 低炭素型観光の推進

公共交通を利用した低炭素型の観光を推進し、水俣病発生地域の活性化を図る取組に対して支援（コミュニティバスの整備等）。



コミュニティバス

## ○ 公共空間の整備

水俣病被害者等を含む地域住民の交流促進や利便性の向上を図る事業や観光拠点の整備に資する取組に対して支援（湯の鶴温泉保健センター整備、水俣駅舎リニューアル等）。

# (参考) 水俣病に関するこれまでの主な経緯

- 昭和31年** 水俣病公式確認
- 昭和40年** 新潟水俣病公式確認
- 昭和46年** 環境庁発足  
新潟水俣病 第一次訴訟判決
- 昭和48年** 熊本水俣病 第一次訴訟判決
- 昭和49年** 公害健康被害補償法（公健法）施行
- 昭和60年** 熊本水俣病 第二次訴訟控訴審判決
- 平成3年** 中央公害対策審議会 答申
- 平成7年** 政治解決  
与党三党（自由民主党、日本社会党、新党さきがけ）合意による解決
- 平成16年** 関西訴訟 最高裁判決  
規制権限の不行使につき、国と熊本県に賠償責任が認められた。裁判所が、メチル水銀中毒に係る判断準拠を設定
- 平成21年** 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣病特措法）の成立  
議員立法。公健法に基づく判断基準を満たさないものの救済を必要とする方々の救済を図る。同様の内容により、訴訟原告団と和解。
- 平成25年** 2つの抗告訴訟（溝口氏、F氏）の最高裁判決  
症候の組合せが認められない場合の総合的検討の必要性を指摘。昭和52年判断条件は否定されていない。